

第2章 第2期プランの取組状況

1 介護保険事業の実施状況

わが国は、世界に例を見ない速さで人口の高齢化が進み、今や本格的な長寿社会を迎えています。今後、後期高齢者（75歳以上の高齢者）の増加に伴い、寝たきりや認知症の高齢者も急速に増加していくものと予測されています。

また、介護を必要とする期間の長期化、介護している家族の高齢化、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加等から、家族による介護が困難な状況になってきています。

このような中、高齢者の介護を社会全体で支えていくため、平成12年4月に介護保険制度が創設されたところです。ここでは、本市におけるこれまでの介護保険事業の実施状況について検証しました。

（１）進む「介護の社会化」

要介護（要支援）認定の状況

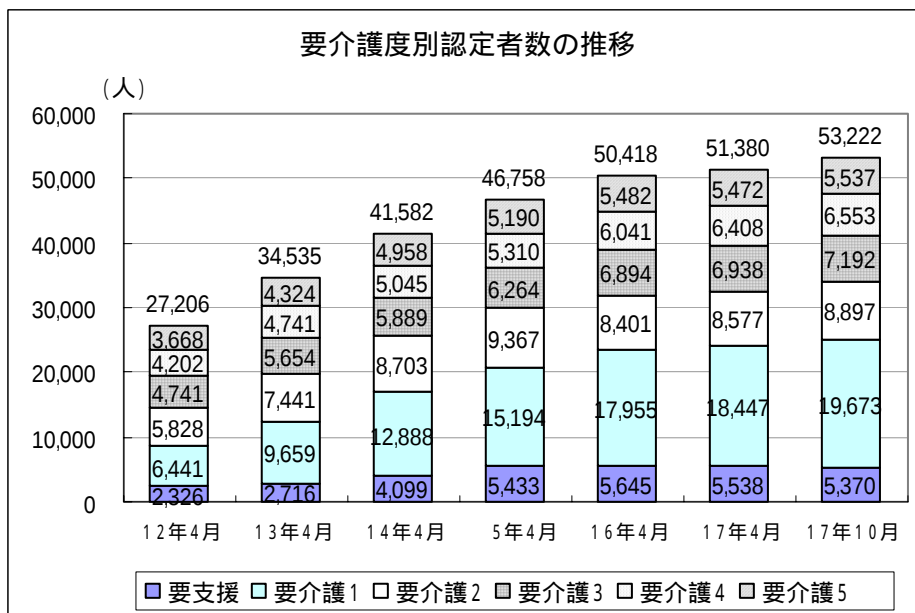
本市では、これまで月に1,200人程度の方が新たに要介護（要支援）認定の申請をされています。これは、介護保険制度の定着により、これまで介護サービスを利用されていなかった方が新たに利用されるようになり、介護保険制度が目指す「介護の社会化」が進んできたということが出来ます。

この結果、要介護（要支援）認定者数は、平成17年10月末現在で、53,222人となり、介護保険制度が施行された平成12年4月末現在の27,206人から約1.96倍の増加となっています。

特に、要支援（伸び率2.31倍）、要介護1（伸び率3.05倍）の軽度者の伸びが大きく、現在、両方を合わせると、要介護（要支援）認定者全体の5割近くを占めています。

【要介護（要支援）認定者数の推移】

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
12年4月	2,326	6,441	5,828	4,741	4,202	3,668	27,206
13年4月	2,716	9,659	7,441	5,654	4,741	4,324	34,535
14年4月	4,099	12,888	8,703	5,889	5,045	4,958	41,582
15年4月	5,433	15,194	9,367	6,264	5,310	5,190	46,758
16年4月	5,645	17,955	8,401	6,894	6,041	5,482	50,418
17年4月	5,538	18,447	8,577	6,938	6,408	5,472	51,380
17年10月	5,370	19,673	8,897	7,192	6,553	5,537	53,222



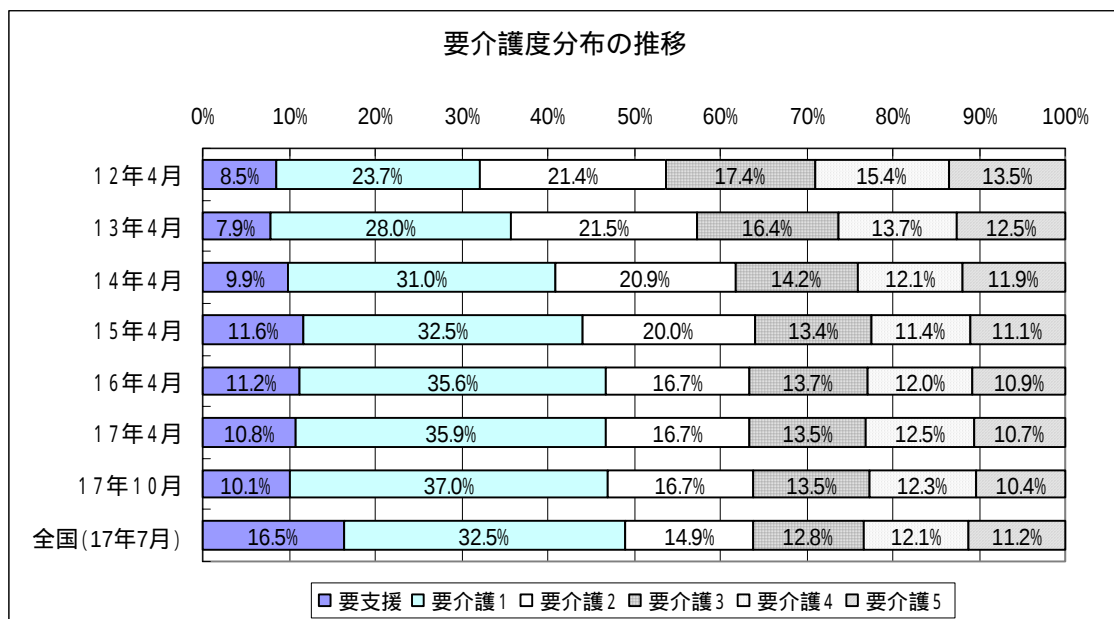
平成12年4月からの増加率(単位: %)

	京都市 (17年10月)	全国 ⁽¹⁾ (17年7月)
計	9 6	9 3
要介護5	5 1	6 2
要介護4	5 6	5 0
要介護3	5 2	7 1
要介護2	5 3	5 9
要介護1	2 0 5	1 4 8
要支援	1 3 1	1 3 8

介護保険事業状況報告

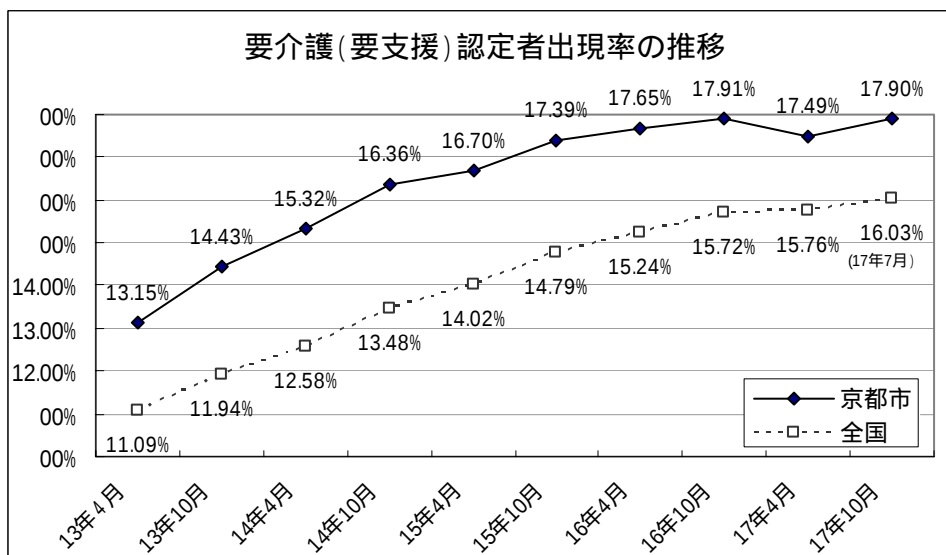
(平成17年7月)を基に、

本市において算出。



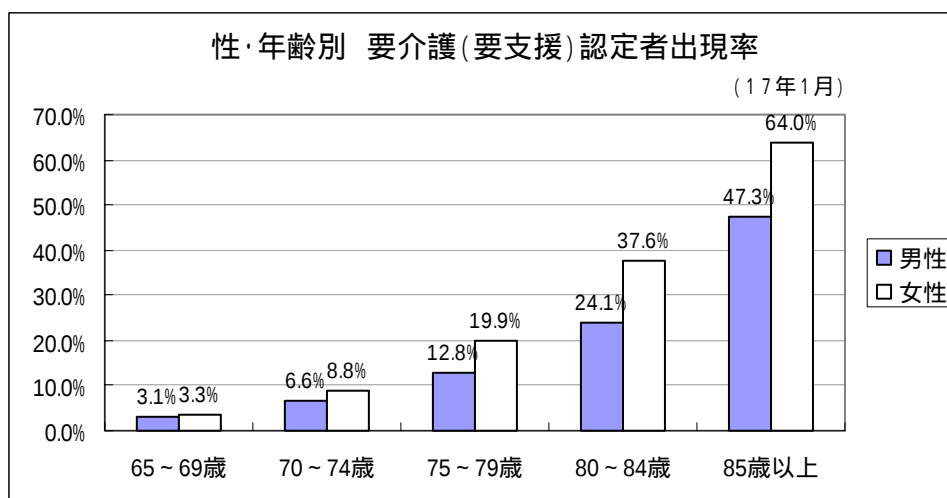
高齢者人口に占める要介護（要支援）認定者数の割合である出現率は，平成 17 年 10 月末現在で 17.90% となっており，全国平均である 16.03%（平成 17 年 7 月現在）と比べ，本市の出現率は高い状況にあります。その要因としては，75 歳以上の後期高齢者やひとり暮らしの高齢者の割合が高いことなどが考えられます。

しかし，最近では，出現率の伸びは鈍化傾向にあります。

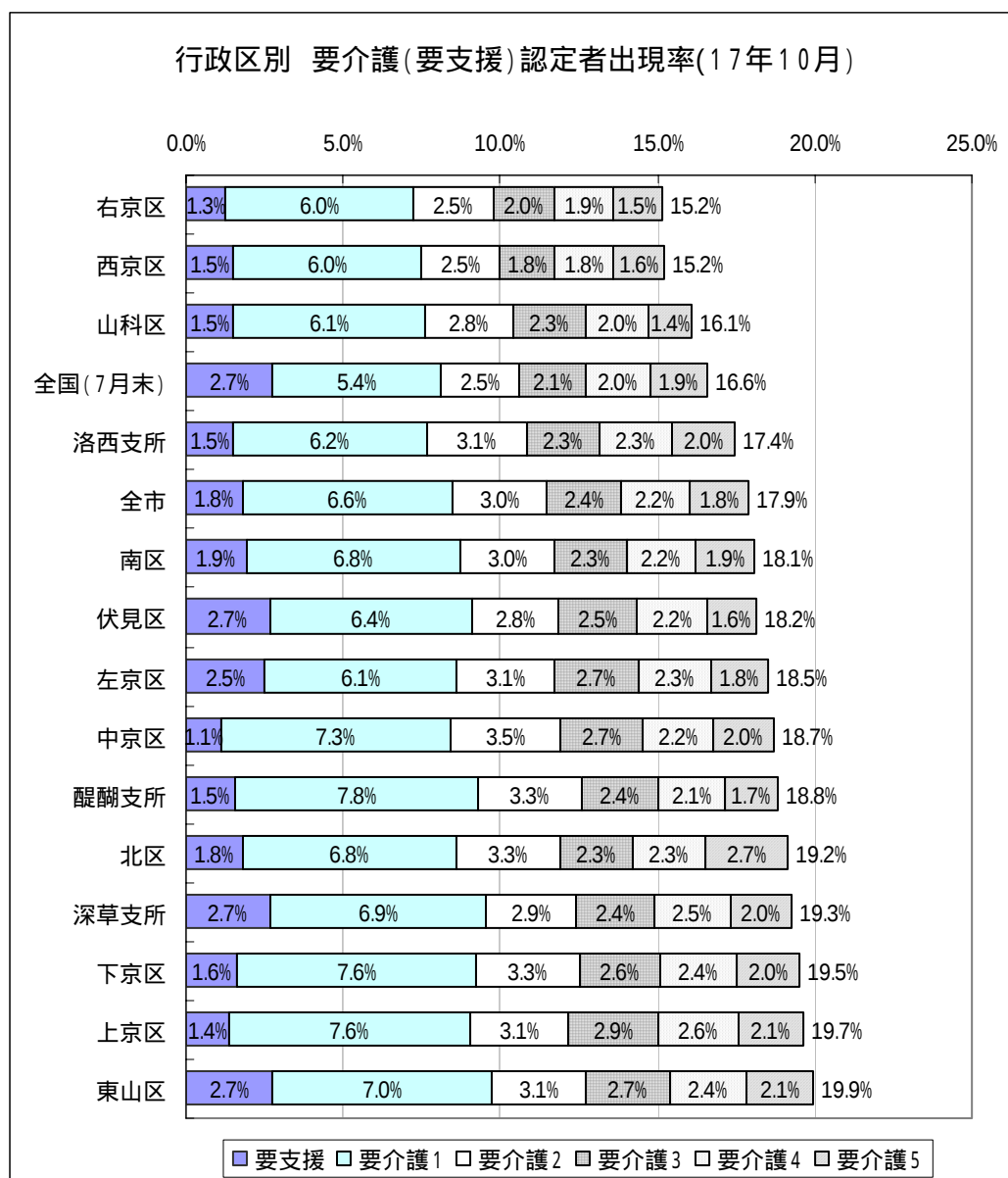


年齢別に見ると，後期高齢者になると急激に出現率が高くなり，75～79 歳では 2 割弱，80～84 歳では約 3 割，85 歳以上では約 6 割の方が要介護（要支援）認定を受けています。また，いずれの年代においても，男性より女性の出現率が高くなっています。

介護の問題は，高齢者本人だけでなく，配偶者や子どもも含めて考えると，すべての人に関わる身近な問題であるといえることができます。

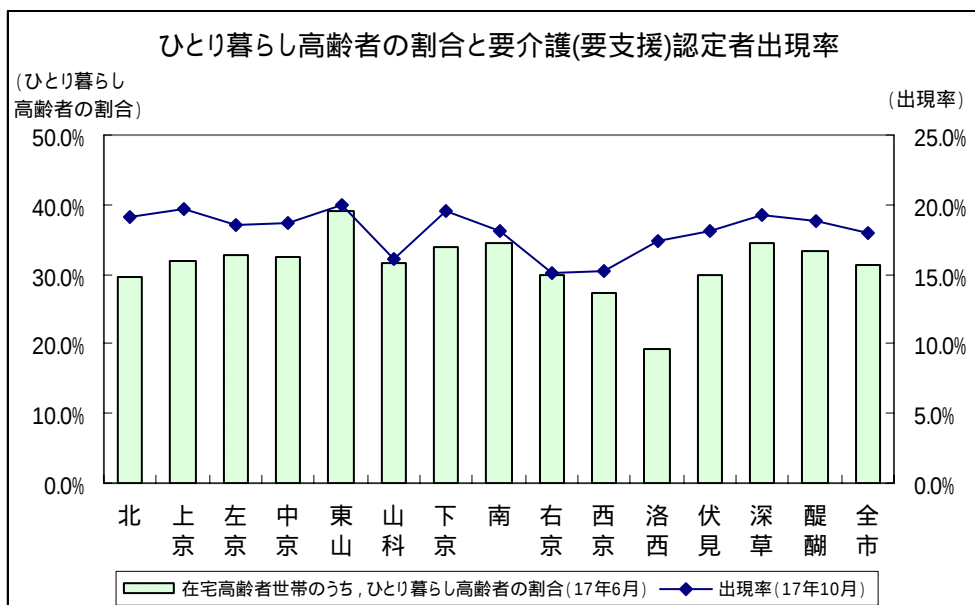
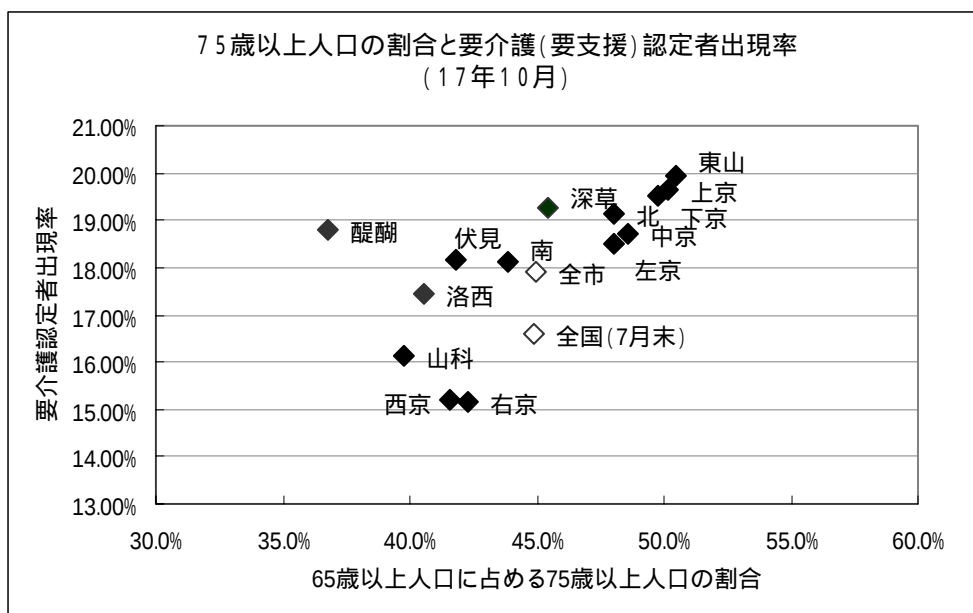


行政区別の要介護（要支援）認定者出現率は，東山区，上京区，下京区，深草支所，北区で１９％を超えています。一方，右京区，西京区は１５％台となっており，最も高い東山区と最も低い右京区とでは４．７％の差があります。



加齢に伴い要介護（要支援）認定者の出現率が高くなることから，後期高齢者人口の割合が高い区・支所において出現率が高くなっています。

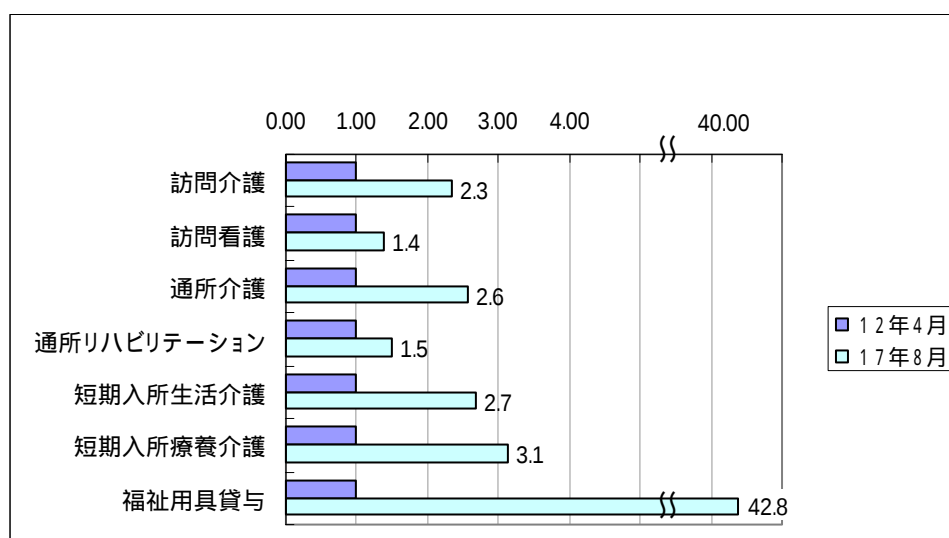
また，ひとり暮らし高齢者については，軽度期から訪問介護等のサービスを利用される傾向があることから，ひとり暮らし高齢者の割合が高い区・支所において出現率が高くなっています。



介護サービスの利用状況

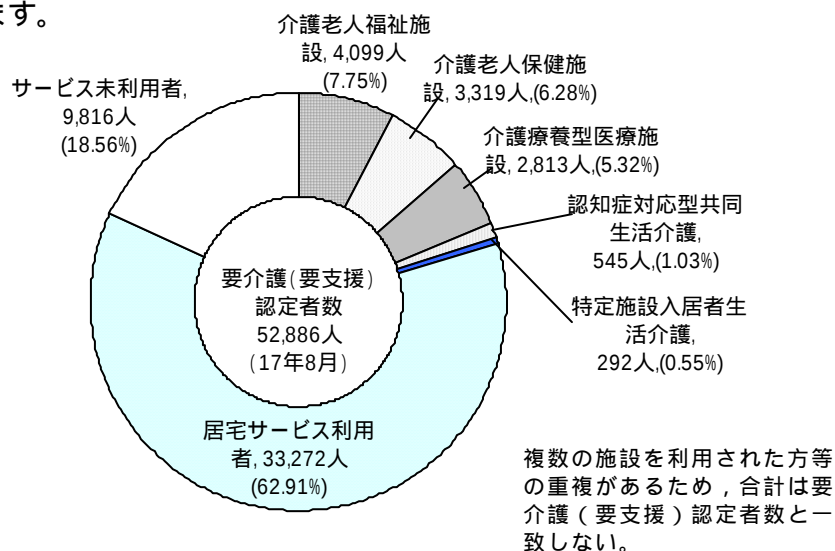
介護保険制度開始後，多数の介護サービス事業者の参入や既存事業者の事業拡大によって，提供される介護サービス量は利用者や家族のニーズに合わせて増加しました。

介護保険制度が創設された平成12年4月の利用状況と比較すると，訪問介護で2.3倍，通所介護で2.6倍，短期入所生活介護で2.7倍，福祉用具貸与で42.8倍（いずれも平成17年8月の利用状況）の伸びとなっています。

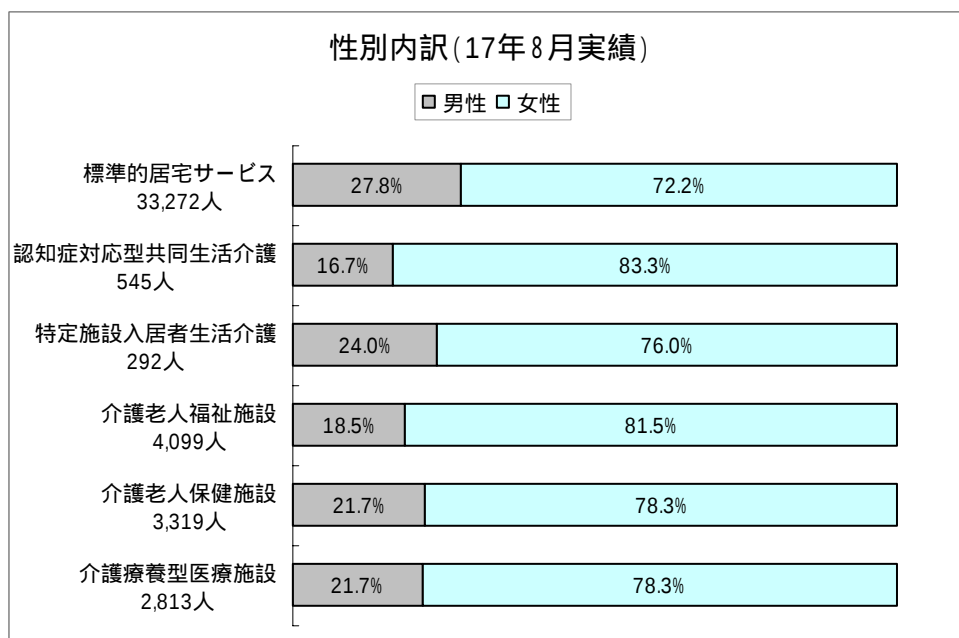


伸び率は，平成12年4月の数値を1とした場合

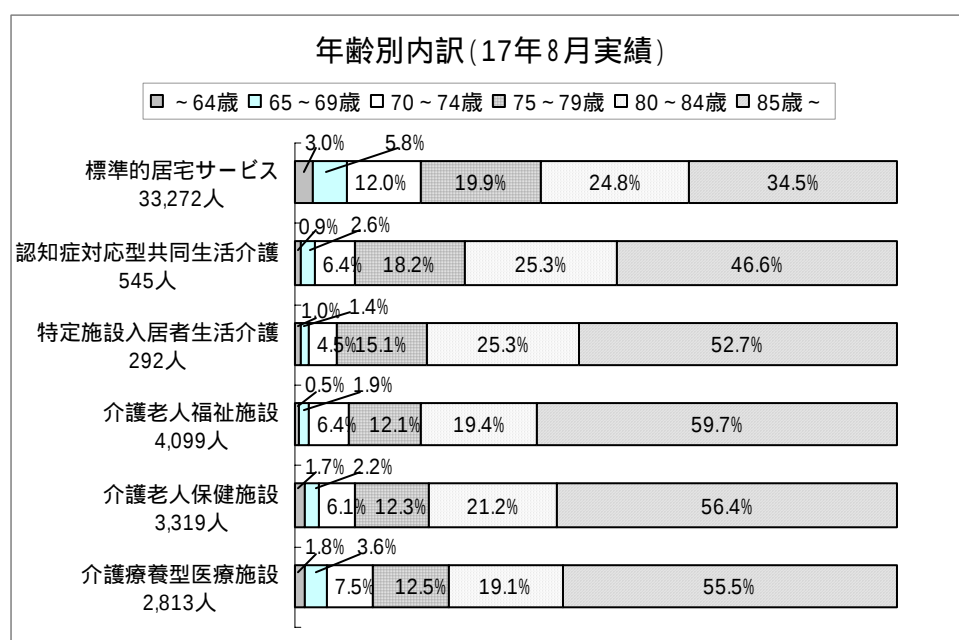
サービスの利用者数は，介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）4,099人，介護老人保健施設3,319人，介護療養型医療施設2,813人，認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）545人，特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）292人，居宅サービス33,272人となっており，要介護（要支援）認定者に占めるサービス利用者の割合は81.44%となっています。



利用者の性別内訳を見ると、居宅サービス、施設・居住系サービスのいずれにおいても女性の占める割合が8割前後となっています。その理由としては、男性と女性の平均寿命の差や、男性の介護の多くが女性の配偶者によって担われているという実情を挙げることができます。

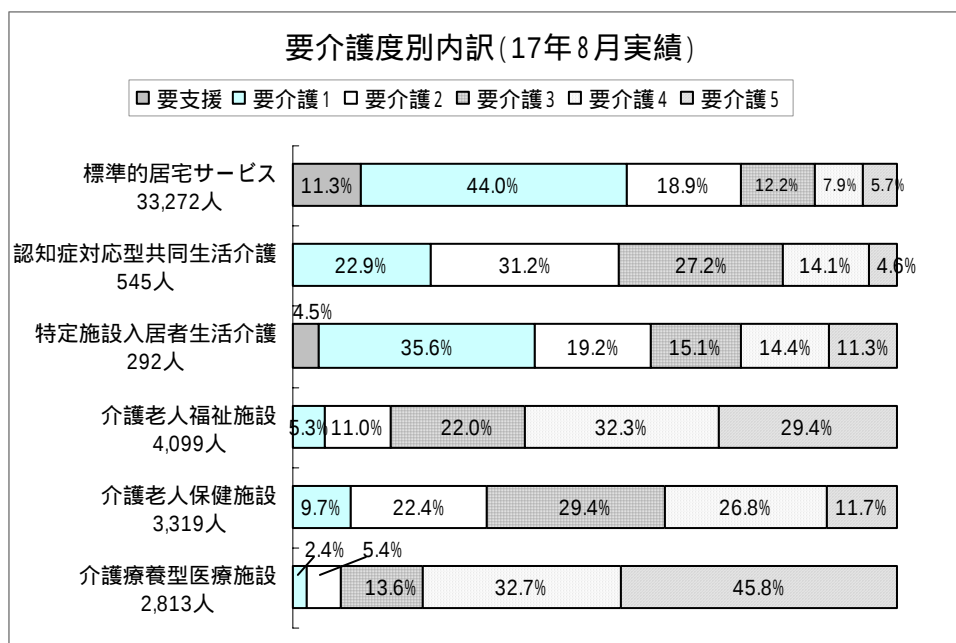


年齢別内訳を見ると、施設・居住系サービスでは、85歳以上の利用者の割合が概ね5割を超えており、一般に、年齢が高くなるに伴い、要介護度も重度化する傾向があることから、在宅での生活が困難になってくることがうかがえます。

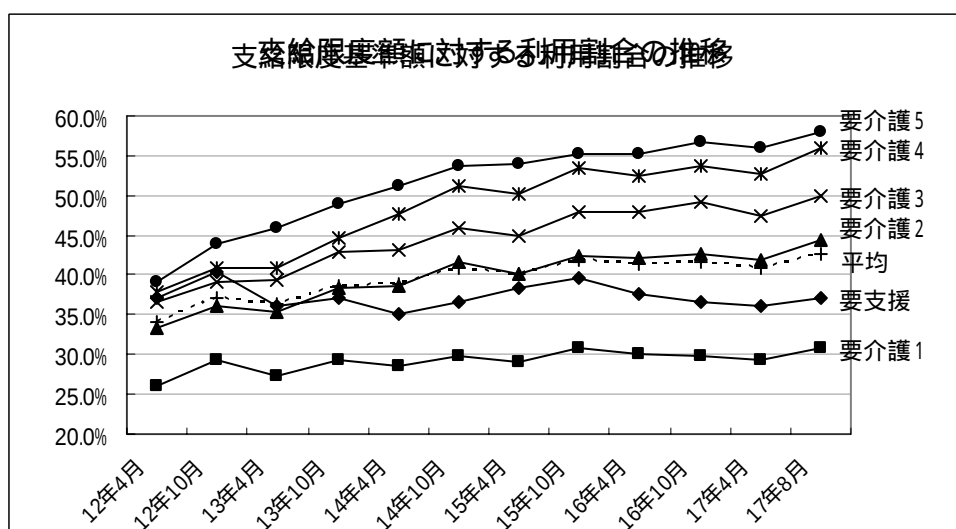


要介護度別内訳を見ると、介護老人福祉施設における要介護４及び５の利用者が約６割、介護療養型医療施設においては約８割となっており、施設利用者の重度化が進んでいます。一方、在宅復帰を目指す中間施設という性格を有している介護老人保健施設については、要介護２～４の方が多く利用されています。

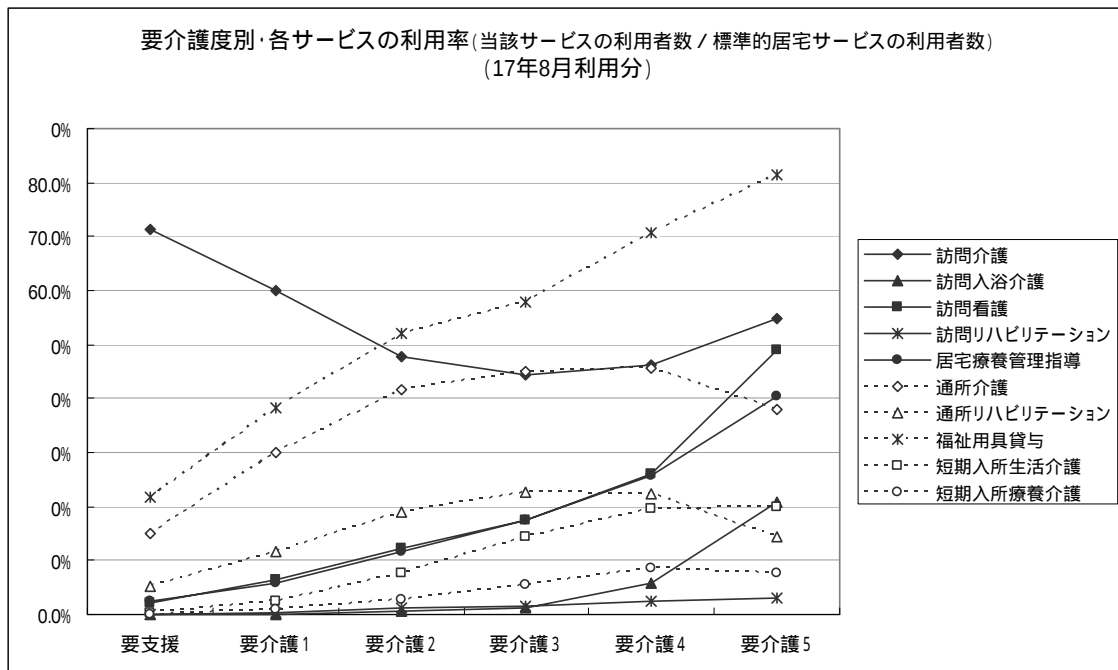
標準的居宅サービスの利用者では、要介護３～５の利用者が全体の３割を下回っており、重度の方の在宅生活の難しさがうかがえます。



居宅サービスにおいては、要介護度ごとに支給限度基準額が定められていますが、各要介護度ごとの支給限度基準額に対する利用割合は、要介護１で約３割、要支援及び要介護２で約４割、要介護３で５割弱となっており、要介護４及び５では５割を超えています。



各居宅サービスの利用率を見ると、訪問介護は生活援助を中心に利用されている軽度の方が多く、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導の医療系のサービスや訪問入浴介護、福祉用具貸与では、要介護度が高くなるにしたがって利用率も高くなっています。



各居宅サービスの併用関係を見ると、1種類のみ利用が多いサービスは、軽度の方が多く利用している訪問介護（約4割）、通所介護（約3割）、通所リハビリテーション（約3割）、福祉用具貸与（約2割）となっています。

一方、複数のサービスを組み合わせた利用が多いサービスとしては、重度の方に多く利用されている訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーションとなっています。

【サービスの併用関係（平成17年8月利用実績）】

	該当サービスのみ利用	訪問介護	訪問看護	訪問入浴	訪問リハビリ	通所介護	通所リハビリ	福祉用具貸与	短期生活	短期療養	居宅療養管理指導
訪問介護 18,543人	7,361人 39.7%		2,539人 13.7%	330人 1.8%	164人 0.9%	4,455人 24.0%	1,714人 9.2%	7,550人 40.7%	728人 3.9%	270人 1.5%	2,064人 11.1%
訪問看護 4,122人	250人 6.1%	2,539人 61.6%		380人 9.2%	96人 2.3%	1,248人 30.3%	502人 12.2%	2,693人 65.3%	341人 8.3%	159人 3.9%	1,464人 35.5%
訪問入浴 632人	19人 3.0%	330人 52.2%	380人 60.1%		29人 4.6%	42人 6.6%	13人 2.1%	557人 88.1%	40人 6.3%	31人 4.9%	307人 48.6%
訪問リハビリ 300人	13人 4.3%	164人 54.7%	96人 32.0%	29人 9.7%		80人 26.7%	69人 23.0%	238人 79.3%	21人 7.0%	8人 2.7%	75人 25.0%
通所介護 11,320人	3,137人 27.7%	4,455人 39.4%	1,248人 11.0%	42人 0.4%	80人 0.7%		960人 8.5%	4,843人 42.8%	1,694人 15.0%	408人 3.6%	1,319人 11.7%
通所リハビリ 4,879人	1,224人 25.1%	1,714人 35.1%	502人 10.3%	13人 0.3%	69人 1.4%	960人 19.7%		2,398人 49.1%	418人 8.6%	422人 8.6%	521人 10.7%
福祉用具貸与 15,416人	3,349人 21.7%	7,550人 49.0%	2,693人 17.5%	557人 3.6%	238人 1.5%	4,843人 31.4%	2,398人 15.6%		1,199人 7.8%	529人 3.4%	2,251人 14.6%
短期生活 2,312人	117人 5.1%	728人 31.5%	341人 14.7%	40人 1.7%	21人 0.9%	1,694人 73.3%	418人 18.1%	1,199人 51.9%		114人 4.9%	362人 15.7%
短期療養 905人	30人 3.3%	270人 29.8%	159人 17.6%	31人 3.4%	8人 0.9%	408人 45.1%	422人 46.6%	529人 58.5%	114人 12.6%		173人 19.1%
居宅療養管理指導 3,788人	497人 13.1%	2,064人 54.5%	1,464人 38.6%	307人 8.1%	75人 2.0%	1,319人 34.8%	521人 13.8%	2,251人 59.4%	362人 9.6%	173人 4.6%	

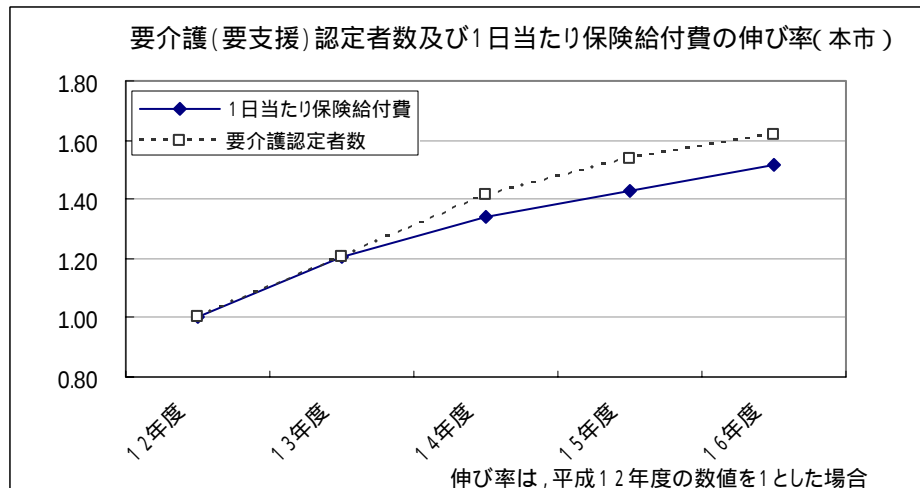
下段（％）は、当該サービスの利用者に占める割合。

保険給付費の状況

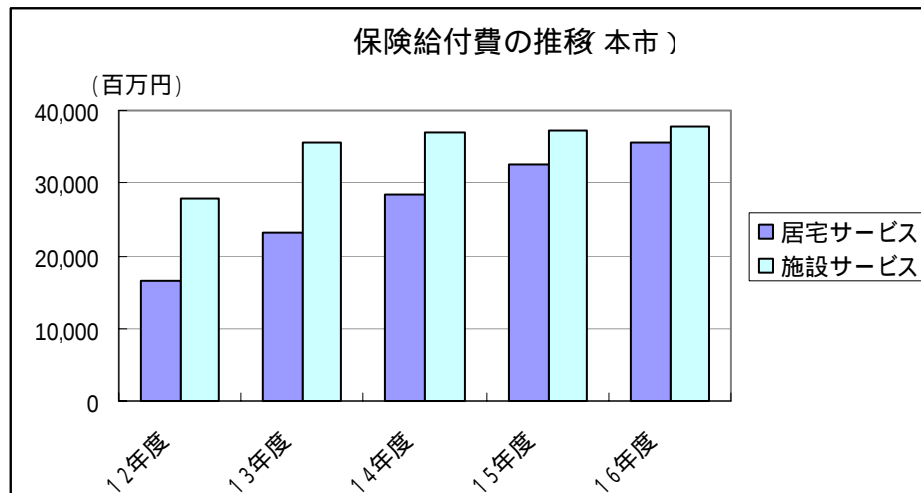
保険給付費は、要介護（要支援）認定者数の増加に合わせて伸び続けており、平成16年度における1日当たりの保険給付費は、平成12年度の1.5倍となっています。しかし、平成14年度以降は、保険給付費の伸びは鈍化傾向にあり、伸び率は全国平均を下回っています。

【1日当たりの保険給付費の伸び】（単位：百万円）

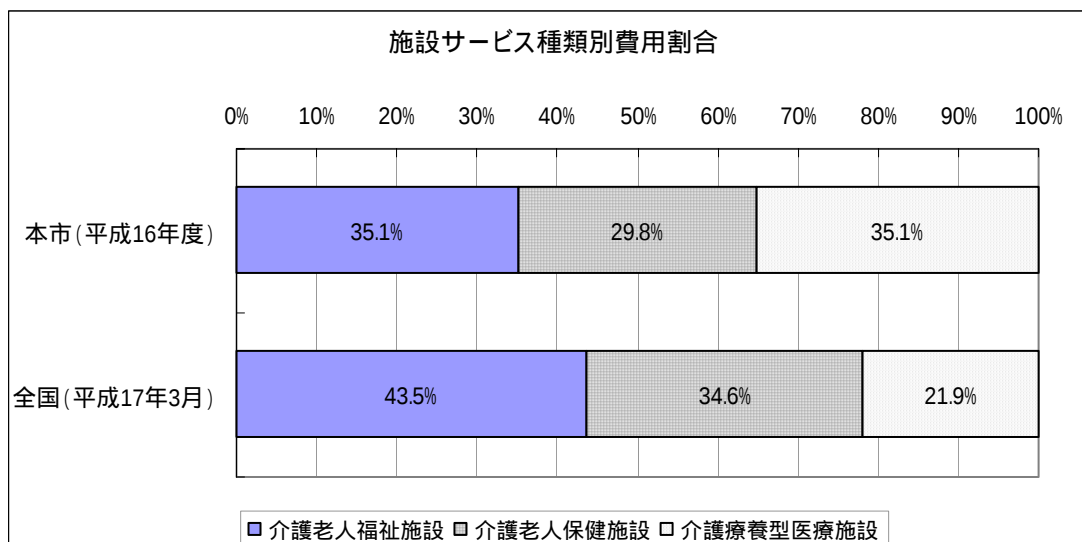
	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
本市 1日当たり給付費	133	161	179	191	202
伸び率	—	21%	11%	7%	6%
全国 1日当たり給付費	9,668	11,201	12,674	13,840	15,128
伸び率	—	16%	13%	9%	9%



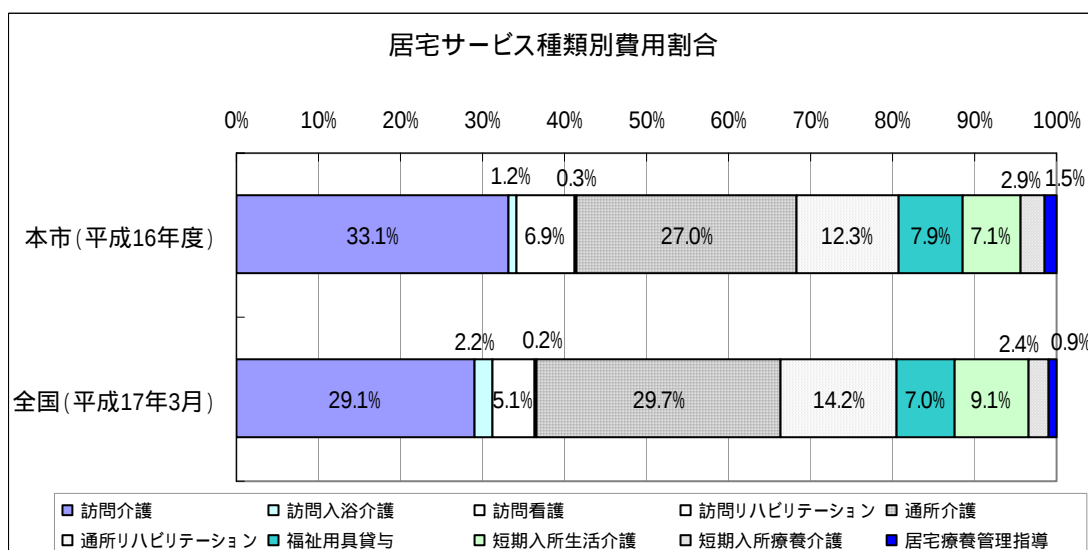
平成12年度の保険給付費は居宅サービス167億円、施設サービス279億円でしたが、平成16年度には居宅サービス357億円、施設サービス379億円となっており、居宅サービスは2倍を超えています。



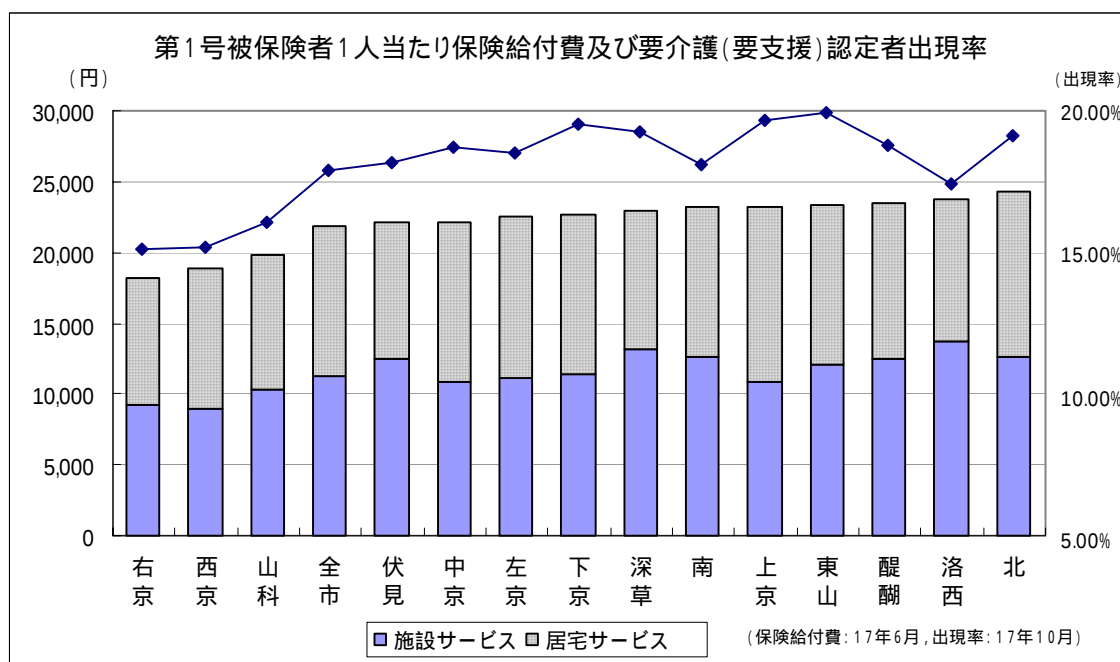
平成16年度の保険給付費の実績を見ると、本市では施設サービスのうち、介護老人福祉施設と介護療養型医療施設が共に35.1%を占めており、介護療養型医療施設は全国平均の21.9%を大きく上回っています。本市の場合、従来から医療施設の病床数が多く、介護保険制度の開始によって介護療養型医療施設への参入が進んだことから、高齢者人口に占める介護療養型医療施設の病床数が多い状況にあり、本市の特徴の一つとなっています。



標準的居宅サービスの中では、訪問介護の割合が33.1%と最も高く、次いで、通所介護27.0%、通所リハビリテーション12.3%の順となっています。



第1号被保険者1人当たりの保険給付費（月額）は、約22,000円（施設サービス11,000円，居宅サービス11,000円）となっています。区・支所別に見ると，出現率の高い区・支所及び施設サービスの利用割合が高い区・支所において高くなっています。



本市では，第1期事業運営期間（平成12～14年度）において計画の見込みを上回る介護サービスの利用実績があり，平成13年度から保険財政は赤字の状況にあるため，第1号被保険者の保険料の不足分について京都府介護保険財政安定化基金から貸付を受けています。

更に，第2期事業運営期間（平成15～17年度）においても計画を上回るサービス利用実績があり，保険財政に赤字が生じたため，第1号被保険者の保険料の不足分について京都府介護保険財政安定化基金から貸付を受けることとなりました。

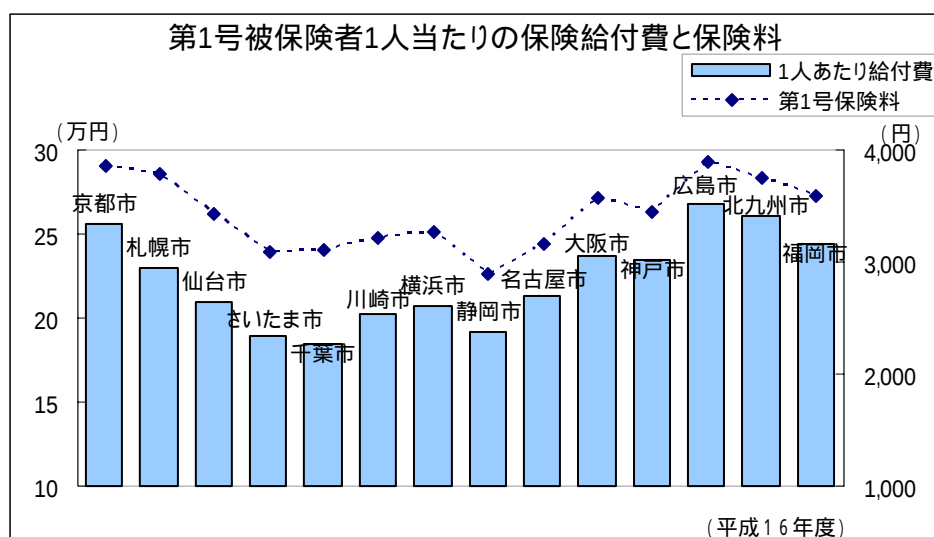
本市は介護サービス利用者が多いため、第1号被保険者1人当たりの保険給付費は全国的にも高い状況にあります。平成16年度の保険給付費における政令指定都市間の比較によると、本市は、施設サービスで第1位、居宅サービスで第4位、居宅、施設サービスの合計では第3位となっています。

【政令指定都市間の比較における本市の状況】

1	総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合	第 5 位	
2	総人口に占める 75 歳以上の高齢者の割合	第 3 位	
3	65 歳以上人口に占める 75 歳以上の高齢者の割合	第 1 位	
4	ひとり暮らし高齢世帯の割合	第 4 位	
5	高齢者人口に占める要介護認定者の割合	第 6 位	
6	第 1 号被保険者 1 人当たりの 保険給付費	施設サービス	第 1 位
		居宅サービス	第 4 位
		施設、居宅サービスの合計	第 3 位

1～3及び5は平成17年3月末現在の第1号被保険者、4は平成12年国勢調査、6は平成16年度決算比較。順位は割合や給付費が高い順。

介護保険制度は、国、地方自治体、国民のそれぞれの負担によって、社会全体で高齢者の介護を支える社会保険制度であり、第1号被保険者の介護保険料は、住民に提供される総サービス量を反映する仕組みとなっています。介護サービスが充実し、サービス利用が多い市町村ほど、第1号被保険者1人当たりの保険給付費が高く、介護保険料も高くなっています。



(2) 着実な基盤整備

介護保険制度が施行された平成 1 2 年 4 月以降，約 3 8 0 箇所の居宅サービス事業所が増加しました。特に，通所介護や訪問介護のサービス事業所数が増加しています。

また，施設サービスについても，平成 1 2 年 4 月から介護老人福祉施設で 1，4 5 8 人分，介護老人保健施設で 1，6 5 6 人分を新たに整備し，着実な基盤整備を図ってきました。

介護サービス種類		平成 12 年 4 月末現在	(居宅)平成 17 年 9 月末現在 (施設)平成 17 年 12 月末現在	平成 12 年 4 月末 からの増加数
居宅 サービス	居宅介護支援	342	344	2
	訪問介護	120	178	58
	訪問入浴介護	17	17	0
	訪問看護	474	486	12
	訪問リハビリテーション	115	126	11
	居宅療養管理指導	1,879	2,026	147
	通所介護	66	155	89
	通所リハビリテーション	76	83	7
	短期入所生活介護	38	54	16
	短期入所療養介護	55	62	7
	認知症対応型共同生活介護	7 71	32 400	25 329
	特定施設入居者生活介護	4 531	4 571	0 40
	福祉用具貸与	60	68	8
	小計	3,253	3,635	382
施設 サービス	介護老人福祉施設	36 2,635	53 4,093	17 1,458
	介護老人保健施設	18 1,787	32 3,443	14 1,656
	介護療養型医療施設	35 3,008	30 3,124	-5 116
	小計	89 7,430	115 10,660	26 3,230
合 計		3,342	3,750	408

注 1: は定員数。

注 2: 介護老人保健施設は短期入所枠を含む。

注 3: 訪問看護，訪問リハビリテーション及び居宅療養管理指導については，保険医療機関等は指定を不要とする旨の申出がない限り，指定があったものとみなされる。

(3) 介護保険事業の円滑な運営

利用者への支援

介護保険制度や介護サービスの利用方法等について説明した「すこやか進行中！！～高齢者のためのサービスガイドブック～」やサービス事業所の所在地，連絡先等を示した「介護保険事業所情報（エリアマップ）」のほか，各種パンフレットを作成・配布し，利用者や家族への利便を図るとともに，制度の周知に努めています。

また，利用者が自分に合った介護サービスや介護サービス事業所を選択できるよう，介護サービス評価事業の結果や認知症高齢者グループホーム事業者に係る情報提供を行っています。

更に，利用者や家族からの苦情・相談については，身近な窓口である福祉事務所で適切に対応するとともに，関係機関との連携の下，問題の解決や改善に向けた取組を行っています。

ケアマネジャーへの支援や介護サービス等事業者間の連携の推進

資質向上に係る研修や業務説明会の開催，ケアマネジャーに対する助言指導等を行うケアマネジメントリーダーの養成等により，ケアマネジャーに対する支援体制の整備に努めています。

また，福祉事務所単位の介護サービス等事業者連絡会の定期開催により，介護保険制度に関する情報交換や介護サービス等事業者間の連携の確保に努めています。